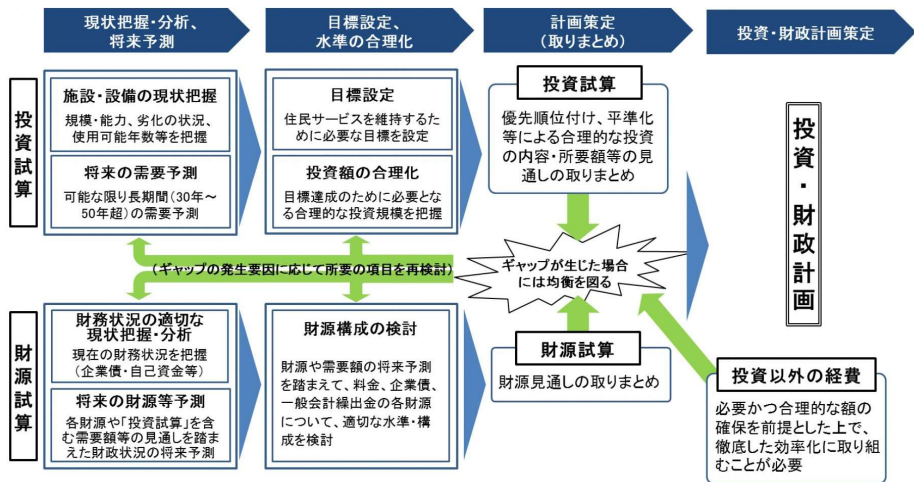


策定の目的・改定の趣旨

- 南相馬市の水道事業では、将来にわたり住民生活に必要なサービスの安定的に供給していくことができるよう、平成29年3月に「原町水道事業経営戦略」、平成30年3月に「小高水道・簡易水道事業経営戦略」を策定しました。
- その後、事業の統合や、小高区帰還人口の状況など、事業形態や環境にも変化が現れてきました。
- また、市内の居住人口の減少に伴い、料金収入が減少し続ける一方で、物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響等から、維持管理費が上昇しており、今後厳しい経営状況となることが予想されます。
- 現在、総務省より令和7年度までの経営戦略改定の要請がなされており、「経営戦略策定・改定マニュアル（R4年1月総務省）」も新たに示されたところです。
- この度、経営戦略を改定し、将来に向けて南相馬市水道事業を安定的に運営できるよう、経営の健全化及び、事業の更なる経営基盤強化と財政マネジメント向上を目的に、「南相馬市水道事業経営戦略（改定版）令和7年3月」として新たに10年間の経営戦略を策定します。

経営戦略の概要

- 経営戦略とは、総務省が各公営企業に策定を要請している中長期的な経営計画であり、経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、投資の通しである「投資試算」と財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画のことです。
- 経営戦略における計画期間は10年間以上とされており、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、定期的に改定を行っていくことが推奨されています。



図：投資・財政計画イメージ図（出典：総務省資料）

水道事業概要

- 本市の水道事業は、安全・安心な水道水の供給を目的として、原町区を対象とした「原町水道事業」、小高区を対象とした「小高簡易水道事業」の2つの事業を運営しています。

表：事業概要（原町水道事業）				表：事業概要（小高簡易水道事業）			
事業	供用開始年月	計画1日最大給水量	計画給水人口	事業	供用開始年月	計画1日最大給水量	計画給水人口
原町水道事業	昭和37年10月	17,200m <sup>3</sup> /日	36,400人	小高簡易水道事業	昭和43年9月	2,130m <sup>3</sup> /日	3,100人

施設	種別	施設数・能力	備考
水源概要	地下水	20,390m <sup>3</sup> /日	
浄水場概要	急速ろ過方式	3力所	
配水池等概要	RC造・PC造・高架水槽	6力所	
	配水能力	17,200m <sup>3</sup> /日	
	配水量実績	13,160m <sup>3</sup> /日	R5年度実績
	施設利用率	76.51%	R5年度実績

施設	種別	施設数・能力	備考
水源概要	地下水	2,520m <sup>3</sup> /日	
浄水場概要	急速ろ過方式	3力所	
配水池概要	RC造・PC造・SUS造	8力所	
	配水能力	5,066m <sup>3</sup> /日	
	配水量実績	1,130m <sup>3</sup> /日	R5年度実績
	施設利用率	22.31%	R5年度実績

水道使用料体系

- 本市の水道料金については、基本料金と従量料金を組み合わせた「口径別二部料金体系」を適用しています。
- 現在、原町水道区域、旧小高水道区域、旧簡易水道区域の3料金表が設定されており、原町水道区域においては、平成30年12月に平均改定率▲5.0%の改定を行っています。

表：水道料金表

口径	原町水道事業 水道料金（月/税抜）									
	基本水量	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> あたり）							
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup> ~		
13mm	5m <sup>3</sup>	1,090円	1~5m <sup>3</sup> 基本料金を含む	6~10m <sup>3</sup> 85円						
20mm		2,180円								
25mm		2,940円								
30mm		4,180円			156円	218円	247円	304円	332円	
40mm		7,500円		85円						
50mm		11,680円								
75mm		26,600円								

口径	小高簡易水道事業(旧上水道) 水道料金（月/税抜）									
	基本水量	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> あたり）							
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup> ~		
13mm	5m <sup>3</sup>	1,687円	1~5m <sup>3</sup> 基本料金を含む	6~10m <sup>3</sup> 88円	200円	208円	210円	230円	250円	
20mm		1,757円								
25mm		2,100円								
30mm		3,350円								
40mm		5,000円		86円	140円	170円	198円	215円	220円	
50mm		6,000円								
75mm		28,000円								

口径	小高簡易水道事業(旧簡易水道) 水道料金（月/税抜）									
	基本水量	基本料金	従量料金（1m <sup>3</sup> あたり）							
			1~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup> ~		
13mm	5m <sup>3</sup>	1,665円	1~5m <sup>3</sup> 基本料金を含む	6~10m <sup>3</sup> 83円						
20mm		1,735円								
25mm		1,750円								
30mm		2,550円								
40mm		5,600円		83円	195円	198円	200円	201円	220円	
50mm		6,000円								
75mm		28,000円								

旧市町及び旧事業区域でそれぞれ料金水準が異なっています

対象事業・計画期間

- 対象となる事業は「南相馬市水道事業会計」内で管理される原町水道事業、小高簡易水道事業とします。
- 計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間とします。

南相馬市水道事業経営戦略（改定版）計画期間：令和7年度から令和16年度の10年間

年度 計画名称	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
市上位計画																			
南相馬市第三次総合計画							令和5~8年度 前期基本計画					令和9~12年度 後期基本計画(予定)							
水道経営計画																			
経営戦略(当初)	小高水道・簡易水道事業 平成29~令和8年度								原町水道事業 平成30~令和9年度										
経営戦略(今回改定)									南相馬市水道事業会計 令和7~16年度 会計内における水道事業に対して一元的に策定(改定)										



経営効率化・健全化への主な取り組み

◆ 水道料金の適正化

⇒水道料金は、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があり(水道法第14条第2項)、料金は3年から5年ごとの見直しを行うこととされています(水道法施行規則第12条)。  
本市水道事業においては、近年急激に収益的が低下し、現時点において給水原価を供給単価で賄えていない状況であることから、今後より具体的な改定に関する検討及び実施に向けた取り組みを行います。

◆ 事業統合

⇒本市では、原町水道事業と小高簡易水道事業の2事業を「南相馬市水道事業会計」として会計事務の統合を行い、業務効率化を図っていますが、更なる一体化による経営健全化・効率化を図るため、事業統合についても検討を行います。具体的な時期については事業形態の違いによる補助金や地方財政措置等の状況を踏まえながら、見極めていきます。

◆ 広域化・共同化の検討

⇒水道事業では、より効率的な事業運営を行うため、施設の統廃合や広域化・共同化の検討を行うことが推奨されています。福島県が策定・公表した「福島県水道広域化推進プラン(和5年3月)」において、本市が検討範囲として区分されている相双・いわき圏域では、今以上の「施設の共同化・共同利用(ハード連携)」については、地形的な特性等により効果が見込まれない結果が示されており、「管理の一体化(ソフト連携)」について取り組みやすい連携等、できることから実現することが推奨されています。  
広域化・共同化については、浜通地区の事業者を中心に情報共有を行い、今後の連携の可能性について協議を進めていきます。

◆ 民間活用を検討

⇒現在でも各種計画策定や施設調査・設計などの個別委託、メーカー検針や窓口業務の包括委託による業務効率化を図っていますが、現在内閣府や国土交通省で推進するウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント方式、コンセッション方式)に関する検討についての可能性に関する調査など、更なる民間活用の検討を進めていきます。

投資・財政計画(収支計画)

□ 計画期間においては、基本方針で掲げる「安全」、「強靱」を実現するために推進すべき老朽化した水道施設の更新や、地震に強い強靱な施設整備を図るための耐震化に関する事業を中心に推進していきます。

- ◆ 老朽化した水道施設の更新
- ◆ 水道施設の耐震化

□ 今回、検討にあたって複数ケース実施した財政シミュレーション結果から、計画期間内の適正な経営成績維持(経常収支比率100%以上の黒字確保)の面、料金回収率100%以上の確保による適正な料金水準確保の観点から、15%程度の改定を3年ごと定期的にを行うことを「理想とする改定」として示しつつ、6年ごと15%程度改定を行う「最低限の改定」を参考値とし、持続可能な水道事業経営へ向けた財政計画を策定しました。

※なお、本計画は確定事項ではなく、実際の改定時期や改定率等は市内での合意形成を図りながら慎重に判断してまいります。

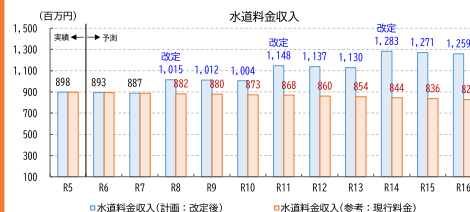


図: 料金収入の推移

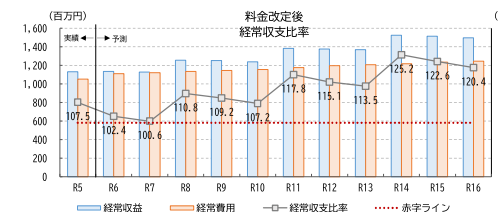
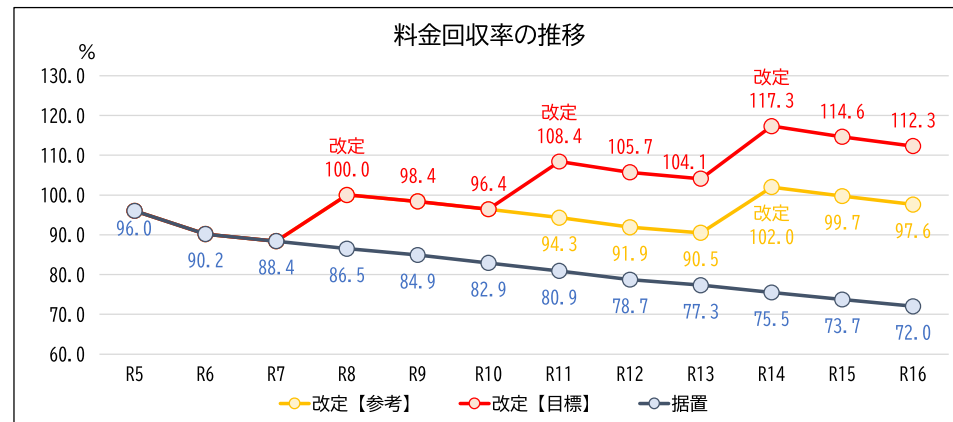


図: 経常収支比率の推移

【料金回収率向上へ向けたロードマップ】

	実績		見込										(単位: %)
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金回収率【据置】				86.5	84.9	82.9	80.9	78.7	77.3	75.5	73.7	72.0	
料金回収率【改定:目標】	96.0	90.2	88.4	100.0	98.4	96.4	108.4	105.7	104.1	117.3	114.6	112.3	
料金回収率【改定:参考】				100.0	98.4	96.4	94.3	91.9	90.5	102.0	99.7	97.6	
改定率【目標】				15.0			15.0			15.0			
改定率【参考】				15.0			0.0			15.0			
経常収支比率【据置】				98.6	96.9	94.9	92.8	90.6	89.1	87.4	85.5	83.8	
経常収支比率【改定:目標】	107.5	102.4	100.6	110.8	109.2	107.2	117.8	115.1	113.5	125.2	122.6	120.4	
経常収支比率【改定:参考】				110.8	109.2	107.2	105.0	102.7	101.3	111.4	109.2	107.2	
経営戦略見直し							●					●	
計画期間													→
審議会開催			●			●			●				
水道料金の改定				●			●			●			



経営や料金に関する原則

□ 投資・財政計画を立案するにあたり、地方公営企業である水道事業会計における経営や料金の原則について、改めて確認を行いました。また、将来の事業運営を見通す上で重要となる着眼点を整理しました。

【独立採算性の原則】

- 地方公営企業法第17条の2第2項

⇒原則、**公営企業経営に伴う収入(水道料金)をもって運営を行う。**

【水道料金の決定原則】

- 水道法第14条第2項

⇒**料金が、適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。**

- 水道法施行規則第12条

⇒**料金が、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができ、明確な根拠に基づき設定されたものであること。**

- 水道法第14条第2項に係る技術的細目(規則第12条)

⇒水道料金設定の算定方式は総括原価方式によるものとし、算定基礎として資産維持費を含める必要がある。

- 水道料金算定要領(公社日本水道協会)

⇒**料金算定は、概ね将来の3年から5年の算定期間での検証・改定が基本とされている。**

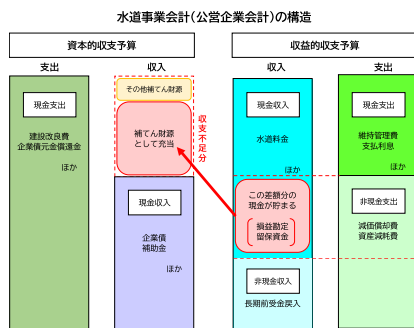


図: 公営企業の収支構造イメージ

【財政計画における重要となる着眼点】

- 着眼点①・・・(料金水準) 計画期間中における適正な料金水準の確保(料金回収率100%以上)
- 着眼点②・・・(経営成績) 計画期間中における損益が黒字(経常収支比率100%以上)
- 着眼点③・・・(財務状況) 計画期間中における資金や企業債の増減(現金や企業債残高の増減に着目)